

証券コード 4918

令和4年6月14日

株 主 各 位

東京都港区赤坂六丁目18番3号

株式会社 アイビー化粧品

代表取締役社長 白 銀 浩 二

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたくお礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止、及び株主様の安全確保のために、事前の書面による議決権行使をしていただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。来場される株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえで、マスク着用などの感染予防の対策をお願い申し上げます。また、会場内にて感染予防の処置をとらせていただく場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。書面による議決権行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 令和4年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂六丁目18番3号
当社1階会議室(末尾「株主総会会場案内図」ご参照) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第47期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 以 上 |

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

・当日は株主様のみご入場いただけます。代理出席の場合、代理人の方も株主様であることが必要です。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

・なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ivy.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染対策としてワクチン接種の促進や治療薬の確保、医療提供体制の強化等が通年行われ、感染動向に注視しながら各種政策に万全を期し、経済社会活動の正常化が図られてまいりましたが、厳しい状況が続きました。今年に入ってからは、海外情勢等による金融資本市場の変動、原油価格及び原材料価格の上昇や供給面での制約等、不透明感は増してきております。

当化粧品業界におきましては、海外からの入国制限によりインバウンド需要がほぼ消失し、令和3年の年間化粧品販売金額は前年比9%減（出典：経産省生産動態統計）の推移となりましたが、百貨店などの商業施設の営業状況が改善され、ワクチン接種が開始されたことから外出機会も増加しており、新しい生活様式へ順応しながら化粧品市場も徐々に回復に向かいました。オンラインでの販路拡大、顧客コミュニケーションの強化、デジタルカウンセリングの導入・定着、ライフスタイル提案型商品の訴求などコロナ禍に対応した施策や、“おうち美容”への関心の高まりによりスキンケアステップを見直す消費者が増え、美容液などのスペシャルケアの提案などにより需要も回復しました。前年は市場が伸び悩んだ美白訴求商品は、外出機会の増加に伴い需要回復が見込めることから市場拡大が期待されています。また、マスクの着用が定着したことから目元を明るくするポイントメイクアイテムやマスクに色移りしにくいファンデーションの需要も高まりました。

訪問販売化粧品市場では、チャンネルを横断した展開が拡大・加速し、企業間競争は激しさを増しております。人を介したサービスを機軸にする訪問販売業界では、生活様式の変化に伴う販売活動の変化や離客などにより市場は縮小傾向となっています。また、中・高齢層を中心とした需要へとシフトが進むなか、若年層の新規顧客・販売員の獲得、インターネットを用いた情報収集によって気軽に購入するという消費者ニーズの変化に対応することも重要な成長課題となっております。各社の強みを活かしながら「職業としての販売員の魅力」や、「活動意欲を高める教育制度の点検・見直し・充実」を推進し、新たな顧客との接点拡大と愛用者獲得に向け取り組んでいます。物質的な豊かさより精神的な豊かさが求められる昨今の消費スタイルや多様化する消費者層に対応するため、Webも活用した積極的なコミュニケーション、オンラインカウンセリング等で身近な存在であり続け、柔軟性のある販売・サービス体制の構築・提供はもとより、訪問販売だからこそできる価値、すなわち誠実・信頼を顧客に提供し続けることが求められています。

このような状況のもとで、当社は企業理念「愛と美と豊かさの実践と追求」に基づき、コア事業である訪問販売領域の販売組織満足を獲得するとともに、すべてのステー

クホルダーの満足度向上を目指し、企業活動に邁進してまいりました。

創立45周年を迎えた当事業年度は、「私はアイビー」という当社の訪問販売にかかわる方が、当社の目指す志や生き方を自身の生き方と捉えて誇りと喜びをもち、「日本の女性の肌を常に美しくし続けること」を全国の販売組織とともに改めて共有し、取り組んでまいりました。また、変えてはいけない当社の強みである「理念」、「チャレンジ基盤」、「独自価値」は残しつつ、ウィズコロナ時代の新しい生活様式へ順応しながら変化に対応して変えていく必要があるものは磨き直し、多くの方が自己の夢に向かって挑戦できる環境づくり、出会った誰もが成長できる会社に取り組んでまいりました。創業からの強みである「人間力」を武器に、45周年をともに過ごす仲間と目指す姿を語りながら、お互いに良い影響を与え合う“リアルコミュニケーション”に転換しながら“同じ志を持つ仲間づくり”“真の愛用者づくり”を推進してまいりました。

当事業年度においては、シワ改善医薬部外品「アイビーコスモス II ナイトリンクルガード」（シワ改善有効成分ナイアシンアミド配合）を含む新スキンケアシリーズ「アイビーコスモス II」、メイク製品「アイビー メークアップコレクション フォーチュントウインクル」、健康食品「インナークリスタル」を発売し、顧客拡大、並びに顧客満足向上に努めてまいりました。

経営基盤強化につきましては、「経営の意思決定」、「財務基盤強化のための資金調達」、「有効戦略の選択と集中」、「特定製品の在庫対策」、「スピーディな成長支援」、「コーポレートガバナンス体制の強化」等の重要経営課題に対して、「取締役会」、「経営会議」、「戦略統合会議」、「専任チームによる特命プロジェクト」等からなる迅速解決に向けた社内体制の中で審議・決裁及び実行してまいりました。

実務面においても機動的な資本政策、新規基剤の開発及び製品開発の推進、AI画像認識を活用した肌解析システムの導入、製造原価の継続的低減活動、売上債権回収の促進、予実管理の徹底及び固定費の圧縮、コンプライアンスの継続強化、ISO品質マネジメントシステムの運用推進、ウィズコロナに適応可能な労務関連対応、社内決裁手続きのWeb化促進にも継続して取り組んでまいりました。

売上面におきましては、美容液やスキンケア新製品を中心に、販売会社が販売組織づくりの推進、稼働率の向上を通して販売会社のビジョンを実現できるよう販売促進策を充実させ販売しやすい環境、及び仲間づくり、愛用者づくりの支援に取り組んでまいりました。対面教育機会の回復や、販売活動においてもリアルコミュニケーションが戻ってきたとはいえ、当社の強みである当社の志や周年年度の意義を目の前の人に共感してもらえるようなかわり方や機会、場面が当初計画と乖離し、美容液及びスキンケア新製品は想定売上に至りませんでした。

一方、利益面におきましては、当期は原価率が高めの仕入商品が少なく生産数が平常水準に回復していることにより原価率は前期比6.04ポイント減となり、売上総利益は前期比13.1%増となりましたが、美容液及びスキンケア新製品の売上目標との乖離が大きくインパクトし、収益ともに想定を下回る結果となりました。

諸経費につきましては、新製品拡販の販売促進費や営業活動の回復等により、販売費及び一般管理費は前期比10.5%増となりましたが、経費使用方針に基づく予実管理を継続徹底した結果、管理指標範囲内に抑えることができました。また、新株予約権の発行による資本金の調達により、経営安定化推進を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,534,133千円（前事業年度比3.1%増）、営業利益は83,280千円（前事業年度24,822千円）、経常利益は81,713千円（前事業年度6,703千

円)、当期純利益は40,375千円(前事業年度は当期純損失23,228千円)の増収増益となりました。

部門別の販売実績につきましては、次のとおりであります。

[化粧品部門]

イ. スキンケア

“美しくなろうとする力”をもう一度見つめ直すことで、さらなる美を追求した新スキンケアシリーズ「アイビーコスモス II」を令和3年9月に発売しました。うるおいを与え、乾燥による小ジワを目立たなくする^{*}「アイビーコスモス II エンリッチ ローション」、「アイビーコスモス II Wエマルジョン クリーム」、シワ改善医薬部外品「アイビーコスモス II ナイトリンクルガード」(シワ改善有効成分ナイアシンアミド配合)は年間通してセット換算で105,000セット超を出荷しました。また、美容液の販売強化にも力を入れて同じ志をもつ販売員及び愛用者づくり、顧客満足向上に努めてまいりました。スキンケア全体の売上高は2,554,946千円(同43.2%増)となりました。

※ 効能評価試験済み

ロ. メークアップ

令和3年12月に、「アイビー メークアップコレクション フォーチュントウインクル」を発売し、顧客満足向上に努めました。メークアップ全体の売上高は229,642千円(同42.0%減)となりました。

ハ. ヘアケア

新製品の発売はなく、売上高は166,641千円(同26.9%減)となりました。

ニ. その他化粧品

新製品の発売はなく、売上高は30,294千円(同20.6%減)となりました。

以上、化粧品部門の売上高は2,981,524千円(同21.9%増)となりました。

[美容補助商品]

メリッサエキスや当社新規採用成分である黒人参粉末を配合した栄養機能食品(ビタミンC、ビタミンE)で、透きとおるようにいきいきと輝く毎日をサポートする「インナークリスタル」を令和4年2月に発売し、顧客満足の向上、健康需要及び健康食品市場の拡販に努めてまいりました。美容補助商品全体の売上高は524,000千円(同44.7%減)となりました。

[化粧雑貨品等]

新製品の発売はなく、売上高は28,607千円(同14.3%減)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、46,909千円であります。主なものは、美里工場製造室エアコン設置769千円、美里工場機械装置3,554千円、開発研究所測定器9,290千円、新製品金型代22,900千円、電話機更新10,000千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、当社は令和3年5月から6月に第1回新株予約権が行使され288,205千円を調達、令和3年10月に短期借入金100,000千円を調達、令和3年10月から12月に第2回新株予約権が行使され368,346千円を調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑧ その他の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (平成31年3月期)	第45期 (令和2年3月期)	第46期 (令和3年3月期)	第47期 (当事業年度) (令和4年3月期)
売 上 高 (百万円)	3,335	3,832	3,426	3,534
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△1,035	24	6	81
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△1,036	45	△23	40
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	△271.25	4.12	△13.74	2.33
総 資 産 (百万円)	5,653	4,871	4,715	4,352
純 資 産 (百万円)	1,395	1,501	1,513	2,267
1株当たり純資産額(円)	102.70	129.87	131.20	261.39

(注1) 第44期、第45期、第46期及び第47期の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、A種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。1株当たり純資産額は、A種優先株式に係る資本金及び資本剰余金を控除し算定しております。

(注2) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、令和3年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

不況知らずといわれてきた化粧品業界ですが、少子化による国内人口の減少は最も深刻な課題となっており、ウィズコロナ・アフターコロナ時代の国内化粧品市場の伸び率は鈍化する見通しで大きなターニングポイントを迎えております。SNSの普及により企業が消費者と直接コミュニケーションを取れるようになったことで消費者にダイレクト訴求するビジネスモデルが確立しています。また、異業種の化粧品分野への参入、国内需要減少をカバーするためグローバルに海外販売網を広げる動きも加速しています。今後も企業間競争は激しさを増し、各企業とも企業価値の向上が必須となってきております。訪問販売化粧品市場においては、環境変化対応力や若い世代の顧客獲得も重要な課題となっており、リアルコミュニケーションと合わせて今後もオンラインカウンセリング、非接触型エステティックサービス等のビジネスモデルのDX化が進展すると見られております。

そうした状況下、当社は、「愛と美と豊かさの実践と追求」の理念のもと、長期ビジョンである「日本の肌はアイビーがつくる」を目指していく過程を通して、当社にかかわるすべての人が、当社の志や目指す生き方を、自身の生き方「私はアイビー」と捉えて行動することを全国の販売組織とともに取り組んでおります。重要課題としましては、これまで以上に環境の変化に対応できる強い財務体質、販売体質を再構築すると同時に、スピーディに多くの方が自己の夢に向かって挑戦できる環境づくりに引き続き尽力してまいります。また、当社のすべての独自価値を再研鑽し、変えてはいけぬ当社の強みは活かし、時代の変化によって変えていく必要があるものは、時代に合わせてより良い方向へ変化させ、「出会った誰もが成長できる会社」を目指してまいります。

今期の営業政策としましては、販売会社と共有した「同じ志をもつ仲間づくり、愛用者づくり」を具体的な目標に設定し推進してまいります。また、販売会社教育施策の展開、販売員の販売意欲の醸成及び育成、販売活動を支援する的確なセールスプロモーション、AI画像認識を活用した肌解析システムの活用拡大、当社独自のスマホアプリによる会員登録、販売データ管理等の継続推進、それらを支える営業社員の再戦力化を展開することで、基幹レギュラー製品、「レッドパワー セラム」、「ホワイトパワー セラム」（医薬部外品）、及び発売予定新製品の販売拡大を図ってまいります。

製品政策としましては、「美容液のトップブランド化の実現」を長期目標とするとともに、中期売上高目標を実現するため、競争力を保有する高機能製品の企画・開発、当社創業50周年に向けた大型製品の研究開発を強力に推進してまいります。また、「Labo営業担当」を置き、開発した新規基材、当社の価値等を顕在化させる取り組みを行ってまいります。生産管理体制においては、営業戦略に基づく仕事のやり方と連動する新・強化製品の需要予測の精度向上を図るとともに、販売ロス、在庫ロスの低減ができる効率的な調達・生産計画の構築、製品品質のさらなる向上を図ってまいります。

財務政策としましては、安定、かつ強固な本社基盤の再構築を最優先課題とし、キャッシュフローの改善に継続して取り組んでまいります。同時に棚卸資産の低減、原価管理、経費予実管理、営業系経費の費用対効果の検証の徹底、経費処理・売上債権チェック機能の強化を推進してまいります。また、コーポレート業務を担う管理系部門は、少数精鋭により業

務の合理化を強力に推進してまいります。また、全部門長による最小の経営資源で最大の成果につなげるマネジメントを実行し、諸問題等の審議・共有・意思決定を迅速化し、解決行動をより一層、強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解と変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社は下記製商品の製造及び販売を行っております。

部 門		主要製商品名称
化粧品	ス キ ン ケ ア	レッドパワー セラム ホワイトパワー セラム アイビー プレステージ アイビーコスモス II ラ ベーシック リ ホワイト ディーパス QD ディーパス
	メ ー ク ア ッ プ	チュリエ
	ヘ ア ケ ア	ヘアプライマリー

※その他、ボディケア、メンズケア、健康食品、美容機器等を販売。

※当事業年度中に発売された新製品

令和3年10月 アイビーコスモス II エンリッチ ローション
アイビーコスモス II Wエマルジョン クリーム
アイビーコスモス II ナイトリンクルガード【医薬部外品】
令和3年12月 アイビー メークアップコレクション フォーチュントウインクル
令和4年2月 インナークリスタル

(6) 主要な営業所及び工場（令和4年3月31日現在）

事 業 所 名	所 在 地	事 業 所 名	所 在 地
本 社	東京都	山 陰 事 業 部	鳥取県
京 都 推 進 部	京都府	九 州 事 業 部	福岡県
大 阪 推 進 部	大阪府	美 里 工 場	埼玉県
東 日 本 事 業 部	東京都	開 発 研 究 所	埼玉県
関 西 事 業 部	大阪府	物 流 セ ン タ ー	埼玉県

(7) 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
136 (20) 名	1 (0) 名	43.3歳	15.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パート、派遣社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、就業員数は休職者を除いて計算しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	598百万円
株式会社りそな銀行	282百万円
さわやか信用金庫	63百万円

(注) 上記借入金に保証協会による保証分を、株式会社横浜銀行80百万円、りそな銀行80百万円、さわやか信用金庫33百万円、それぞれ含んでおります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

a. コベンツ等の状況

- (i) 平成30年8月締結の横浜銀行との長期借入金契約において、財務制限条項が付されています。この契約に基づく当事業年度末の借入金残高は、次のとおりです。

契約金額 600百万円

借入実行総額 600百万円

当事業年度末借入金残高 299百万円

期間 7年

- (ii) 平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約において、財務制限条項が付されています。この契約に基づく当事業年度末の借入金残高は、次のとおりです。

契約金額 400百万円

借入実行総額 400百万円

当事業年度末借入金残高 160百万円

期間 5年

なお、下記①又は②の財務制限条項に抵触した場合には、上記(i)及び(ii)について、期限の利益を喪失します。

①貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②損益計算上の経常損益につき2期（通期）連続して損失を計上しないこと。

b. A種優先株式

平成30年12月に第三者割当による社債型優先株式を1,000,000千円発行しております。

第一回A種優先株式発行の概況

(1) 発行期日	平成30年12月25日（火）
(2) 発行株式の種類及び数	株式会社アイビー化粧品 A種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。） 500,000株
(3) 発行価額	1株につき金2,000円
(4) 発行価額の総額	金1,000,000,000円
(5) 資本組入額	1株につき金1,000円
(6) 資本組入額の総額	金500,000,000円
(7) 割当方法	第三者割当
(8) 第三者割当による割当先	株式会社白銀社
(9) その他	<p>A種優先株式の発行の概要は以下のとおりです。</p> <p>①A種優先株式の優先配当金は、1株当たり60円（発行価額の3%）としており、A種優先株式の株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。</p> <p>②A種優先株式の配当につき、累積・非参加条項を定めております。</p> <p>③A種優先株式の残余財産の分配については、普通株式と同順位と定めており、発行価額を上限としております。</p> <p>④A種優先株式には、議決権がありません。</p> <p>⑤A種優先株式には、普通株式への転換権がありません。</p> <p>⑥A種優先株式には、A種優先株主の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができます。</p>

2. 株式の状況（令和4年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	16,000,000株
A種優先株式	1,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	5,104,000株
第一回A種優先株式	500,000株

(3) 株主数

普通株式	4,558名
第一回A種優先株式	1名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社白銀社	普通株式 6,624百株 A種優先株式 5,000百株 合計 11,624百株	21.3 %
株式会社ブリーズ	普通株式 2,300	4.2
アイビー化粧品取引先持株会	普通株式 1,864	3.4
安藤英基	普通株式 1,472	2.7
白銀浩二	普通株式 1,302	2.3
白銀恵美子	普通株式 1,301	2.3
安藤英雄	普通株式 1,240	2.2
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	普通株式 968	1.7
株式会社日本カスタディ 銀行（信託口）	普通株式 948	1.7
越智通武	普通株式 935	1.7

(注) 1. 持株比率は自己株式(160,598株)を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。なお、自己株式には、従業員向け株式交付信託が所有する当社株式(48,311株)、及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式(46,565株)は含んでおりません。

2. 第一回A種優先株式500,000株については、議決権がありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 令和2年11月10日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

ア. 本新株予約権の概要

新株予約権の総数	9,800個 本第1回新株予約権 5,000個 本第2回新株予約権 4,800個
新株予約権の目的である株式の種類と数	980,000株(新株予約権1個につき100株) 本第1回新株予約権 普通株式 500,000株 本第2回新株予約権 普通株式 480,000株
新株予約権の払込金額	総額5,497,200円 (本第1回新株予約権1個につき894円、本第2回新株予約権1個につき214円)
新株予約権の払込期日	令和2年11月30日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,202,497,200円 (差引手取金概算額:1,164,427,200円) (内訳) 本第1回新株予約権 新株予約権発行による調達額:4,470,000円 新株予約権行使による調達額:333,000,000円 本第2回新株予約権 新株予約権発行による調達額:1,027,200円 新株予約権行使による調達額:864,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	当該新株予約権の行使については、自己株式を充当致しますので、増加する資本金及び資本準備金はありませ

(2) 令和4年2月16日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

ア. 本新株予約権の概要

新株予約権の総数	12,200個 本第3回新株予約権 10,000個 本第4回新株予約権 2,200個
新株予約権の目的である株式の種類と数	1,220,000株（新株予約権1個につき100株） 本第3回新株予約権 普通株式 1,000,000株 本第4回新株予約権 普通株式 220,000株
新株予約権の払込金額	総額7,513,000円 （本第3回新株予約権1個につき715円、本第4回新株予約権1個につき165円）
新株予約権の払込期日	令和4年3月7日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,003,513,000円 （差引手取金概算額：971,473,000円） （内訳） 本第3回新株予約権 新株予約権発行による調達額：7,150,000円 新株予約権行使による調達額：600,000,000円 本第4回新株予約権 新株予約権発行による調達額：363,000円 新株予約権行使による調達額：396,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	当該新株予約権の行使については、自己株式を160,000株充当し、1,060,000株は新株を発行します。これにより、増加する資本金及び資本準備金は、 資本金 450,000,000円 資本準備金 450,000,000円 の予定です。

4. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況（令和4年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の様況
取締役会長	白 銀 恵美子	
取締役社長 （代表取締役）	白 銀 浩 二	
常務取締役	田 島 正 和	経営企画室長 兼 製品企画部長
取 締 役	中 山 聖 仁	経理部長 兼 経営管理部長
取 締 役	江 川 和 憲	営業本部長
取 締 役	白 銀 佳 寿 子	
社外取締役	中 山 圭 史	株式会社ケイハイブ 代表取締役社長
監査役（常勤）	中 尾 幸 夫	
監査役（常勤）	野 本 優	
社外監査役	緒 方 孝 則	弁護士 日本フェルト株式会社 社外取締役
社外監査役	和 田 司	公認会計士

- (注) 1. 当事業年度に係る役員の様況の重要な兼職の様況は、上記の他、以下のとおりであります。
- ・取締役社長白銀浩二氏は、株式会社白銀社の代表取締役社長を兼務しております。
 - ・取締役白銀佳寿子氏は、株式会社白銀社の取締役を兼務しております。
2. 常勤監査役中尾幸夫氏及び監査役和田司氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役中尾幸夫氏は、当社経理部に平成4年3月から平成12年6月まで在籍し、通算8年4ヶ月にわたり決算手続並びに財務諸表等の作成に従事しておりました。
 - ・監査役和田司氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 取締役中山圭史氏、監査役緒方孝則氏並びに監査役和田司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 令和4年4月1日付け、及び令和4年5月20日付けで、取締役の担当を次のように変更しております。

氏名 / 日付	新役職及び担当	旧役職及び担当
田 島 正 和 令和4年4月1日付	常務取締役 経理部担当役員 兼 製品企画部長	常務取締役 経営企画室長 兼 製品企画部長
中 山 聖 仁 令和4年4月1日付	取締役 経営管理部長	取締役 経理部長 兼 経営管理部長
江 川 和 憲 令和4年4月1日付	取締役 経営企画室長	取締役 営業本部長
田 島 正 和 令和4年5月20日付	常務取締役 経理部・製品企画部担当	常務取締役 経理部担当役員 兼 製品企画部長

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当者はありません。

(3) 執行役員 の 状況

当社は執行役員制度を導入しております。令和4年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	今 橋 正 道	管理本部長
執行役員	森 祐 治	営業本部副本部長 東日本事業部担当 兼 教育部長
執行役員	室 屋 浩 一	開発生産本部長 兼 美里工場長
執行役員	安 川 英 男	社長室長
執行役員	渥 美 由 季 子	社長室担当
執行役員	木 村 吉 秀	開発研究所長
執行役員	今 井 浩 太 郎	営業本部副本部長 九州事業部担当
執行役員	湯 浅 宏 司	営業本部副本部長 関西事業部、山陰事業部担当 兼 社長室担当

(注) 令和4年4月1日付けで、以下の執行役員の担当を次のように変更しております。

氏 名	新担当	旧担当
森 祐 治	営業本部長 兼 教育部長	営業本部副本部長 東日本事業部担当 兼 教育部長
安 川 英 男	営業本部 京都推進部、大阪推進部担当	社長室長
今 井 浩 太 郎	営業本部 九州事業部担当	営業本部副本部長 九州事業部担当
湯 浅 宏 司	社長室長	営業本部副本部長 関西事業部、山陰事業部担当 兼 社長室担当

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	378 (1)	378 (1)	- (-)	- (-)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	25 (7)	25 (7)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	404 (9)	404 (9)	- (-)	- (-)	11 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の第42期定時株主総会において月額80百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。決議時点の取締役の員数12名)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第18期定時株主総会において月額3百万円以内(決議時点の監査役の員数3名)と決議いただいております。
3. 平成29年6月29日開催の第42期定時株主総会において決議いただいております株式報酬制度(ESOP)についての、当年度における受給ポイントを全取締役が放棄しましたので、当事業年度における役員株式給付引当金増加額は、該当事項はありません。

(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和2年11月10日開催の取締役会において、任意の報酬委員会の設置の決議を行いました。また、報酬委員会の答申を受け、令和3年2月9日開催の取締役会において、「役員報酬に関する決定方針」を決議しております。

「役員報酬に関する決定方針」は以下のとおりです。

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

当社は、当社の取締役及び監査役（以下、本方針において「役員」といいます。）の報酬制度を「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、中長期的企業価値の継続的向上と持続的成長の実現のために、適切なリスクテイクを行うための仕組み」と位置づけ、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

◇当社の業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を高める制度とする。

◇業務執行の適切な監督・監査によるコーポレートガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責及び個人に応じた適切な報酬水準・報酬体系とする。

◇報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される報酬制度とする。

◇具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、より適切な報酬制度となるよう継続して検討する。

2. 報酬水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境における状況を考慮しながら、当社と類似の企業における役員報酬水準を参考に決定します。

3. 報酬構成

(1) 取締役

(a) 報酬構成の割合

取締役の報酬構成の割合（※）は次のとおりとします。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動（ESOP）
業績が著しく悪い	100.0%	—	—
業績が減収減益	96.3%	—	3.7%
業績が増収減益	92.9%	—	7.1%
業績が減収増益	90.8%	—	9.2%
業績が増収増益	88.8%	—	11.2%
業績が特段に良い	75.4%	15.1%	9.5%

（※）賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、現状の取締役構成でのポイント付与基準より算出しております。

(b) 構成内容

(i) 固定報酬

職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

(ii) 賞与

・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

(iii) 株式報酬

・当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役（以下「取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動

型株式報酬制度」を導入致しました。

- ・業績連動の株式報酬として、在任期間中に株式交付のためのポイントが付与されることで、中長期視点の株主との、利益とリスクの共有促進を図るものとしています。
- ・対象期間は、平成29年8月から令和4年8月（対象事業年度 平成28年度から令和3年度）までの約5年間としておりますが、対象期間の延長を行うことがあります。
- ・取締役に対する株式等の交付等は取締役の退任時としています。
- ・各事業年度において付与されるポイントは、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び業績に応じたポイントを付与します。
- ・株式報酬におけるポイントの計算は下表のとおりとしています。

付与ポイント=A+B

A：異動前の基礎ポイント × 在位期間月数 ÷ 12

B：異動後の基礎ポイント × 在位期間月数 ÷ 12

(基礎ポイント)

役位	業績			
	当期純利益が前事業年度比増益の場合		当期純利益が前事業年度比減益の場合	
	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合
代表取締役社長	4,000	3,200	2,400	1,200
取締役会長	700	560	420	210
取締役副会長	500	400	300	150
取締役副社長	1,000	800	600	300
専務取締役	800	640	480	240
常務取締役	600	480	360	180
取締役	400	320	240	120
社外取締役	200	160	120	60

(注) 各株式受給権者に交付される会社株式の数は、当該株式受給権者に付与されたポイント（なお、疑義を避けるため記載するに、失効したポイントを含まない）に1.0（但し、会社株式について、株式分割、株式併合、株式無償割当て等、1ポイント当たりの交付株式数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じた合理的な調整を行った比率とする。以下「換算率」という）を乗じた数（小数点以下切り捨て。以下本条において同じ）とする。

(2) 監査役

(a) 報酬構成の割合

監査役の報酬構成の割合は次のとおりとします。

(i) 固定報酬

職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

(ii) 賞与

・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動 (ESOP)
業績が著しく悪い	100.0%	—	—
業績が減収減益	100.0%	—	—
業績が増収減益	100.0%	—	—
業績が減収増益	100.0%	—	—
業績が増収増益	100.0%	—	—
業績が特段に良い	83.3%	16.7%	—

(※) 賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、監査役を対象としておりません。

(b) 構成内容

固定報酬

監査役報酬は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、金銭報酬のみとし、株式報酬 (ESOP) は支給しません。

4. 報酬ガバナンス

(1) 報酬委員会

当社は役員 (本方針において「取締役及び監査役」をいいます。) の報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保すること等を目的として、独立社外取締役を含む任意の報酬委員会 (本方針において「報酬委員会」といいます。) を設置しております。

(2) 報酬の決定方法

役員報酬に関する基本方針である本方針は、報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。

また、取締役の個人別の報酬額は、本方針に基づき、各取締役の職責、役割、貢献度、業績の評価等に基づき報酬委員会で決定します。

監査役の個人別の報酬額は、監査役の協議において決定します。

5. 役員報酬枠

役員報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定します。

なお、当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員退職慰労金は支給しません。

(1) 取締役

・金銭

月額80百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない)

(平成29年6月29日開催の第42期定時株主総会で決議)

・株式

1事業年度/118,500千円以内 (株式交付信託に拠出した単価1株7,900円で計算)

当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイント (うち社外取締役分は400ポイント) を上限とします。 (1ポイント=普通株式1株)

(平成29年6月29日開催の第42期定時株主総会で決議)

(2) 監査役

・金銭

月額3百万円以内

(平成5年6月29日開催の第18期定時株主総会で決議)

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、①役員、②管理職従業員、③役員と共同被告になったか、他の従業員または派遣社員からハラスメントなどの不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた全従業員、であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務遂行上の過失等を理由として損害賠償を受けた場合、その負うべき法律上の賠償責任に問われる損害が補填されるこ

とになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意による背任行為、犯罪行為、詐欺行為、法令違反と裁判所から認定された場合には補填の対象としないこととしております。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役中山圭史氏は、株式会社ケイハイブ代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別の利害関係はありません。
 - ・監査役緒方孝則氏は、日本フェルト株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別の利害関係はありません。
- ② 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当する事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（6回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 中山圭史	6回	100%	—	—
監査役 緒方孝則	5回	83%	11回	92%
監査役 和田司	6回	100%	12回	100%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第34条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役中山圭史氏は、経営全般における高度な知見と幅広い見識から、取締役会において取締役、経営陣から独立した立場で、企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。
- ・監査役緒方孝則氏は、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びに内部統制システム構築にあたり必要な助言・提言を行っております。また、監査役会において、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。
- ・監査役和田司氏は、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びに当社の経理状況について必要な助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理状況並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役中山圭史氏は、任意に設置した「報酬委員会」の委員として参加し、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の策定において企業経営者としての深い知見を活かし、企業価値向上に寄与されています。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東光監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23 百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東光監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（1）内部統制に関する基本的な考え方

①業務運営の基本方針

当社は、経営の透明性、健全性、機動性を確保し、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点とした企業活動を行うことにより、理念と戦略と行動を一致させ、積極的な情報開示を行うことにより、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努める。

【理念】

「愛と美と豊かさの実践と追求」

【ビジョン】

「日本の肌はアイビーがつくる」

【行動指針】

「アイビーの誓い」

- 一. アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。
- 一. アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどけます。
- 一. アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。
- 一. アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

②当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

当社の取締役は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動を行う。そのため、取締役は、率先して「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点とした企業活動を徹底し、企業倫理の遵守及び浸透を行う。

当社は、当社に関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報（以下「経営関連情報」）の、公正かつ適時・適切な開示が行われ、取締役の職務の執行が法令及び定款を遵守することを目的に、社内体制を構築する。

具体的には、重要な「経営関連情報」について、重要な社内意思決定機関である、「株主総会」「取締役会」「経営会議」「戦略統合会議」における議案並びに報告事項全てが、各取締役並びに監査役に情報が伝えられる報告体制を構築する。

また、内部監査室担当者を選任し、定期的に内部監査を実施する。コンプライアンス体制について、法務知識を持つ担当者をおいた専門部署を設置し、内部監査室担当者と連携し、法令、定款等の社内規程の遵守、企業の社会的な責任の遵守、企業価値の保護に努めることとする。情報開示体制については、開示担当役員のほかに、専門知識を持つIR担当者をおき、適時開示、積極的なIR活動を行うこととする。重要な「経営関連情報」については、法務担当者並びにIR担当者に情報が伝えられる報告体制を構築する。

③当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

当社の使用人は法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動を行う。そのため、取締役は使用人に対し、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」並びに企業倫理の遵守についての教育・啓発を行う。

当社の使用人は、業務の運営について、「中期経営計画」及び「各年度予算」並びに、各部署の職務権限を定めた「職務分掌・権限規程」に基づき、業務執行を行う。

当社の取締役及び使用人は、社内における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、社内規程に従い、代表取締役社長並びに内部監査室担当者に報告を行うこととする。代表取締役社長は、当該報告された事実について調査・監督し、適切な対策を決定する。

内部監査については、内部監査室担当者を選任し、内部監査業務を担当させる。担当者は、各部署より収集した資料・情報を基に、各部門に対しヒアリング調査を行い、監査結果を速やかに社長に報告する。

また、予算管理・部門計画進捗管理については、各会議体の事務局が経営状況並びに経営の重要課題につき報告書を作成し、社長をはじめ取締役会メンバーに随時報告を行う。

さらに、ISO（品質マネジメントシステム）対象部門については、定期的にISO事務局による内部監査を行い、その内容は担当役員を通じて社長に直接報告を行う。

④当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。特に、職務の執行に係る重要文書については、少なくとも10年間は適切に保存し、監査役が必要に応じて閲覧が可能な状態にしておく。

情報の管理については、「情報システム管理規程」に基づき対応する。うち個人情報については、「個人情報及び特定個人情報保護規程」に基づき対応し、当社の全取締役並びに全従業員を対象に、個人情報保護に関する教育を行うこととする。

⑤当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社は、内部監査室、法務部門である管理部並びにIR担当部門において、「特定商取引に関する法律」「医薬品医療機器等法」「会社法」「金融商品取引法」などの法令遵守を目的とし、社内の「リスク情報」の収集を行い、関連各部署並びに顧問弁護士を含めて必要な対策を講じる。

⑥当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社は、「取締役会」を定例で四半期毎に開催するほか臨時取締役会を複数回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の監督等を行う。各取締役及び監査役は、企業理念、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう審議を行う。

当社の取締役は、業務の運営について、「中期経営計画」及び「各年度予算」並びに、各部署の職務権限を定めた「職務分掌・権限規程」に基づき、業務執行または監督を行う。また、実務担当取締役・常勤監査役・執行役員・社長の指名する部長により構成される「経営会議」を設置する。「取締役会」並びに「経営会議」で経営に関する重要事項の審議、承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの徹底を図る。

また、「経営会議」の諮問機関であり、実務を担当する部長により構成される「戦略統合会議」を定期的で開催し、予算管理をはじめ、重要事項の進捗確認や部門間の連携・牽制を図り、課題に対し機動的に対処できる体制を整えることとする。

⑦監査役の職務を補佐すべき使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号）、監査役を補佐すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項（同第3号）

現在、監査役の職務を日常的に補助する使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフをおく可能性がある。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会の意見を尊重し、取締役が決定する。

⑧当社の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに直接監査役に報告する。

また、監査役は、取締役会への参加は勿論、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「経営会議」などの重要会議に出席できるとともに、稟議書や主要な申請書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができることとする。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

当社は、公益通報者保護規程に基づき、公益通報をしたことを理由として、公益通報をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いを行ってはならないものとする。また、公益通報をした者に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができるものとする。

⑩当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、当該職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに処理を行うものとする。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

監査役の半数は独立社外監査役とする。監査役会は、常勤監査役をおくほか、専門能力に優れた社外監査役をおく。監査役は、法律知識を有する法務専門担当者と連携し、会社情報の適時開示に係る社内体制も含め、取締役会などに必要な助言を行うこととする。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要に応じて、会計監査人並びに顧問弁護士などとも意見交換を行い、助言を得ることとする。

⑫財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるように内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っていくものとする。

また、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は以下の役割を確認する。

- ・当社の経営者は、組織の全ての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
- ・取締役会は、経営者の内部統制の整備及び運用に対して、監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか経営者を監視、監督する。
- ・監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。
- ・内部監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ、内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者並びに取締役会に提唱する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・当社の内部統制システムの整備・運用状況に関し、当社の内部監査室が6区分毎（統制環境・リスクの評価と対応・統制活動・情報と伝達・モニタリング・ITへの対応）のチェック項目に従って監査を行い、改善を進めました。
- ・リスク管理におきましては、リスク管理規程に基づき、当社の経営に重大な影響を及ぼすリスク要因を洗い出して、損害の回避及び軽減を図るべくリスク管理計画を策定し、対策に取り組みました。
- ・取締役会を15回（書面決議含む）開催し、当社の重要な意思決定を行いました。各取締役及び各監査役は、企業理念、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう審議しております。
- ・監査役会は12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務遂行の監査、法令、定款等への遵守について監査致しました。
- ・経営会議においては、資本政策の審議、中期経営計画の推進、重要かつ緊急経営課題の審議など、必要に応じて行いました。

- ・戦略統合会議においては、経営計画・部門計画の進捗管理、年度経営指標の予実管理、予実乖離対策方針の策定と実行指示、新製品発売の決定、月次予算管理、業務遂行についての実務的な内容の審議、規程の改定審議などを定期的かつ積極的に行いました。
- ・情報開示体制については、IR担当者をおき、適時開示、積極的なIR活動を行ってまいりました。
- ・取締役会において、任意の報酬委員会を設置し、報酬委員会からの答申に基づき、「役員報酬の決定方針」を定めました。
- ・コンプライアンス体制についても、法務知識を持つ担当者をおいた専門部署を設置し、また、当社内部監査室及び第三者機関に公益通報窓口を設置して通報内容が監査役会に報告される体制を整備し、法令、定款等の社内規程の遵守、企業の社会的な責任の遵守、企業価値の保護に努めてまいりました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、反社会的勢力による被害を防止するために、取引関係を含め反社会的勢力と一切の関係をもたず、不当な要求に対しては毅然とした対応で拒絶することを基本的な方針としています。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力への対応部門として、管理部を主管部署とし、特殊暴力対応担当者を選任しております。

担当者は、社内のみならず必要に応じ行政機関、警察署、特殊暴力防止対策連合会等関連機関、顧問弁護士等の外部機関とも連携・協力を図り、特殊暴力防止対策連合会が開催する研修への参加、各種機関からの情報収集、役員・社員への情報の提供及び教育の徹底等を行っております。また、万が一反社会的勢力から脅威を受けたり、被害を受けるおそれのある場合には、会社全体として、速やかに対処できる体制を整備しております。



(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,555,815	流動負債	1,454,161
現金及び預金	129,384	支払手形	171,466
売掛金	1,423,423	買掛金	56,888
商品及び製品	458,361	短期借入金	261,876
仕掛品	4,183	一年内償還予定社債	136,000
原材料及び貯蔵品	527,007	一年内返済長期借入金	206,672
前払費用	57,221	未払金	53,995
未収入金	4,903	未払費用	244,482
その他	20,915	未払法人税等	38,841
貸倒引当金	△69,584	未払消費税等	118,701
固定資産	1,796,624	賞与引当金	25,881
有形固定資産	793,143	株式給付引当金	91,853
建物	227,095	返金負債	22,225
構築物	8,008	その他	25,279
機械及び装置	21,534	固定負債	630,908
車両運搬具	4,152	社債	102,000
工具、器具及び備品	13,950	長期借入金	476,316
リース資産	8,928	未払役員退職慰労金	3,850
土地	509,472	再評価に係る繰延税金負債	4,936
無形固定資産	32,898	役員株式給付引当金	29,309
特許権	4,355	その他	14,496
施設利用権	4,698	負債合計	2,085,070
ソフトウェア	12,170	純資産の部	
その他	11,674	株主資本	2,377,727
投資その他の資産	970,581	資本金	1,304,200
長期貸付金	55,896	資本剰余金	843,800
長期預金	58,812	資本準備金	843,800
前払年金費用	442,476	利益剰余金	1,261,723
繰延税金資産	156,684	利益準備金	201,050
差入保証金	325,721	その他利益剰余金	1,060,673
その他	9,092	別途積立金	2,353,000
貸倒引当金	△78,102	繰越利益剰余金	△1,292,326
資産合計	4,352,439	自己株式	△1,031,996
		評価・換算差額等	△117,871
		土地再評価差額金	△117,871
		新株予約権	7,513
		純資産合計	2,267,369
		負債純資産合計	4,352,439

損 益 計 算 書

（令和3年4月1日から）
（令和4年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		3,534,133
売 上 原 価		1,111,315
売 上 総 利 益		2,422,817
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,339,536
営 業 利 益		83,280
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,411	
賃 貸 料 収 入	19,434	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	18,561	43,407
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,283	
社 債 利 息	1,424	
社 債 発 行 費 償 却	289	
賃 貸 料 原 価	25,441	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	2,535	44,974
経 常 利 益		81,713
税 引 前 当 期 純 利 益		81,713
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	22,997	
法 人 税 等 調 整 額	18,340	41,338
当 期 純 利 益		40,375

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から)
(令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	1,304,200	843,800	663,667	1,507,467	201,050	2,353,000	△986,157	1,567,892	△2,717,439	1,662,120
会計方針の変更による累積的影響額							△36,000	△36,000		△36,000
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,304,200	843,800	663,667	1,507,467	201,050	2,353,000	△1,022,157	1,531,892	△2,717,439	1,626,120
当 期 変 動 額										
当 期 純 利 益							40,375	40,375		40,375
自己株式の取得									△84	△84
自己株式の処分									49,714	49,714
利益剰余金から資本剰余金へ振替			310,543	310,543			△310,543	△310,543		—
新株予約権の行使			△974,211	△974,211					1,635,813	661,601
新株予約権の発行										
当期変動額合計	—	—	△663,667	△663,667	—	—	△270,168	△270,168	1,685,443	751,607
当 期 末 残 高	1,304,200	843,800	—	843,800	201,050	2,353,000	△1,292,326	1,261,723	△1,031,996	2,377,727

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△117,871	△117,871	5,050	1,549,299
会計方針の変更による累積的影響額				△36,000
会計方針の変更を反映した当期首残高	△117,871	△117,871	5,050	1,513,299
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				40,375
自己株式の取得				△84
自己株式の処分				49,714
利益剰余金から資本剰余金へ振替				—
新株予約権の行使			△5,050	656,551
新株予約権の発行			7,513	7,513
当期変動額合計	—	—	2,462	754,069
当 期 末 残 高	△117,871	△117,871	7,513	2,267,369

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定しております。）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

3年間で均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 株式給付引当金

社員株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

す。退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。当事業年度末は、年金資産の額が退職給付債務を超過しているため、その超過額442,476千円は、前払年金費用として表示しております。

⑤ 役員株式給付引当金

取締役株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、化粧品及び医薬部外品の製造販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、割戻し等を控除した金額で測定しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、

- (1) 従前販売費及び一般管理費にて経費処理しておりました「経営指導料」「販促助成金」「(売上連動のキャッシュバック)販売促進費」を、売上割戻にて処理しております。
- (2) 従前販売費及び一般管理費にて経費処理しておりました「(売上連動の製品支給)販売促進費」を、売上原価にて処理しております。
- (3) 従前販社の保有する在庫の交換に要する費用として、製品の原価相当額を「返品廃棄損失引当金」として見積り計上し、売上原価に反映しておりましたが、返金負債を売上のマイナス項目として見積り計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項に定める原則的な取扱いに従っており、前事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、前事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を遡及適用しております。

この結果、この遡及適用を行う前に比べて、前事業年度の売上高は336,079千円減少し、売上原価が343千円増加し、販売費及び一般管理費は309,423千円減少しております。また、営業利益は27,000千円、経常利益は27,000千円、当期純利益は27,000千円減少しております。一方、繰越利益剰余金の前事業年度の期首残高は9,000千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定

会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

①貸倒引当金

イ 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	当年度計上額
貸倒引当金(流動)	69,584
貸倒引当金(固定)	78,102

ロ 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当社は全販売会社に決算書の提出を求めており、各販売会社の決算数字および研修動員などの活動状況及び各販売会社からの入金実績や経営状況のヒアリングを通じて与信ランクを作成しており、そのデータに基づき算出しております。

当社は、現状の貸倒引当金計上額で、当社が認識しうる信用リスクから発生する可能性のある損失を適切に見積もっていると考えておりますが、貸倒引当金の見積りは基本的に過去のデータにより計算しているため、将来見込等の要素も加えているものの急激な経済金融情勢の変化等により、実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

②棚卸資産

イ 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	当年度計上額
商品及び製品	458,361
仕掛品	4,183
原材料及び貯蔵品	527,007

ロ 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度末の棚卸資産の計上額は、在庫原価から「評価損」を(収益性の低下に伴う簿価切下)差し引いた金額です。また翌事業年度以降の数年間における出荷予測数と棚卸資産の品質期限とを照らし合わせて、出荷見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出しており、「評価損」の金額は売上原価に含まれております。

当社の取引先である販売会社については、全販売会社から決算報告書を入力してお

り、その売上原価合計は50億円を超えておりますが、当社の近年における売上高との差異は流通在庫調整によるものです。また、販売会社の在庫状況についても、各種データやヒアリングにより確認しており、その在庫状況は一部の販売会社を除き、令和2年9月頃に適正水準に収れんしたと推測しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の変異種が繰り返し流行し、当初予定していた会議やイベント、研修、勉強会のほとんどが中止または延期を余儀なくされ、受注活動を十分に行うことが出来なかったこと、次年度における「ホワイトパワー セラム」のリニューアルを告知したことにより、苦戦している状況です。製品ごとの出荷予測数値は、過去数年の出荷数と上記流通在庫その他の状況を考慮し、今後も販売会社の売上高が過去のトレンドで推移すると仮定し、算出しております。

当社は、現状の在庫評価基準に基づく「評価損」を差し引いた棚卸資産計上額が適正であると考えておりますが、化粧品市場におけるマーケットの変化や経済情勢の変化等により、棚卸資産の「評価損」と将来における廃棄金額が相違する可能性があります。

③繰延税金資産

イ 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	当年度計上額
繰延税金資産	156,684

ロ 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法については、繰延税金資産の回収可能性を、将来の企業の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて判断することとしております。当事業年度においては、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針における課税所得見通しの分類4に該当致しますが、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを合理的な根拠をもって説明することが出来ますので、分類3の基準で計上しております。

前事業年度末においては、『新型コロナウイルスの変異により、向こう数年間は新型コロナウイルスの影響は避けられない』との前提に基づき、具体的な影響として、各種研修の開催や動員に制約が続き、新規販売員および新規顧客の獲得に苦戦すると想定し、翌5年間の課税所得見通し合計額を見積もりましたが、当事業年度においても前事業年度と同様の前提と具体的影響の想定に基づき、翌5年間の課税所得見通し合計額を見積もっております。

なお、上記課税所得見通しについては、保守的に算出しており、当社の売上利益計画とは異なります。

将来において当社の経営成績が大きく変動する場合、当社の税区分が変更される場合、税制が変更される場合、あるいは繰延税金資産についての会計規則等が変更される場合には、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

4. 追加情報

①従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(イ) 「従業員向け株式交付信託」の概要

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員（以下、「従業員」といいます。）の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」を導入致しました。

当社は、従業員向けインセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社取締役会が定める社員株式交付規程に従い、従業員の職位や会社業績等に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

(ロ) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度381,656千円、48,311株であります。

(ハ) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

②役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(イ) 「取締役に対する業績連動型株式報酬制度」の概要

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役（以下「取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する業績連動型株式報酬制度」を導入致しました。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績等の一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度として、「役員向け株式交付信託」を導入致しました。

(ロ) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度367,863千円、46,565株であります。

(ハ) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物	207,920 千円
	構築物	7,584 千円
	土地	509,472 千円
	長期預金 (注)	100,010 千円
	計	824,987 千円
② 担保に係る債務	短期借入金	261,876 千円
	長期借入金	619,000 千円
	社債	238,000 千円
	計	1,118,876 千円

(注) 担保資産の長期預金は、得意先 (販売会社) 6 社の金融機関借入金110,000千円を担保するため、物上保証に供しているものであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,520,465 千円

(3) 保証債務

以下の得意先の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

有限会社 N E S	20,000千円
計	20,000千円

(4) 「土地の再評価に関する法律」 (平成10年3月31日公布法律第34号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」 (平成13年3月31日改正) に基づき土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」 (平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第4項に定める地価税法 (平成3年公布法律第69号) 第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価格を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△208,682千円

(5) その他

保証協会による保証を受けた借入金200百万円に対し、代表取締役白銀浩二による連帯保証が行われております。

6. 損益計算書に関する注記

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

77,540 千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,104,000株	-株	-株	5,104,000株
A種優先株式	500,000株	-株	-株	500,000株
合計	5,604,000株	-株	-株	5,604,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,192,287株	80株	936,293株	256,074株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 2. 普通株式の自己株式数の減少は、第1回新株予約権行使による450,000株、第2回新株予約権行使による480,000株、および従業員向け株式交付信託からの株式交付6,293株によるものであります。

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度期末
第1回新株予約権	普通株式	450,000	-	450,000	-
第2回新株予約権	普通株式	480,000	-	480,000	-
第3回新株予約権	普通株式	-	1,000,000	-	1,000,000
第4回新株予約権	普通株式	-	220,000	-	220,000
合計		930,000	1,220,000	930,000	1,220,000

(4) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、化粧品の製造販売を行うための事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、全く行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。外貨建の営業債権は、存在しません。

また、取引先企業に対し長期貸付を行っており、貸付先の信用リスクに晒されております。また、得意先（販売会社）の金融機関借入に対し定期預金の物上保証を実施し、長期預金は、保証先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金・社債・長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、社債の償還日は最長で決算日後3年であります。このうち720,876千円は、金利の変動リスクに晒されておりますが、残り461,988千円は、固定金利契約であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金管理規程・与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社は、社外貸付金規程・社外連帯保証規程に従い、長期貸付金・物上保証について、経理部が貸付先・保証先ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 売掛金	1,423,423		
貸倒引当金(*1)	△69,584		
	1,353,838	1,353,838	-
② 長期貸付金(*2)	57,639		
貸倒引当金(*1)	△45,412		
	12,226	12,226	-
③ 長期預金(*3)	58,812	58,812	-
④ 差入保証金	325,721	313,960	△11,760
資産計	1,750,598	1,738,837	△11,760
① 支払手形(*4)	171,466	171,466	-
② 買掛金	56,888	56,888	-
③ 短期借入金	261,876	261,876	-
④ 社債(*5)	238,000	230,746	△7,253
⑤ 長期借入金(*6)	682,988	643,682	△39,305
負債計	1,411,218	1,364,659	△46,558

(*1)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)長期貸付金には一年内回収予定長期貸付金が含まれております。なお、貸借対照表において「一年内回収予定長期貸付金」は「その他」に含めて表示しております。

(*3)当該長期預金は、貸借対照表に関する注記に記載のとおり、物上保証に供してあります。この物上保証に係る貸倒損失に備えるため、貸倒引当金32,690千円を計上しておりますが、表中には含まれておりません。

(*4)支払手形には設備支払手形が含まれております。なお、貸借対照表において「設備支払手形」は、「その他」に含めて表示しております。

(*5)社債には一年内償還予定社債が含まれております。

(*6)長期借入金には一年内返済予定長期借入金が含まれております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価額であり調整されていないものをいう。当該価額は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価額が利用できる場合には、原則として、当該価額を調整せずに時価の算定に使用する。

レベル2の時価：資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1以外のインプットをいう。

レベル3の時価：資産又は負債について観察できないインプットをいう。当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	1,353,838	-	1,353,838
長期貸付金	-	12,226	-	12,226
長期預金	-	58,812	-	58,812
差入保証金	-	313,960	-	313,960
支払手形	-	171,466	-	171,466
買掛金	-	56,888	-	56,888
短期借入金	-	261,876	-	261,876
社債	-	230,746	-	230,746
長期借入金	-	643,682	-	643,682

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 売掛金

各取引先の債権額は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、当該帳簿価額から個別に計上している貸倒引当金を差し引いて算定しております。

② 長期貸付金

各取引先の債権額は、その将来キャッシュ・フローを既発国債流通利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。また、現在価値

から個別に計上している貸倒引当金を差し引いて算定しております。

③ 長期預金

時価は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 差入保証金

時価は、市場価格がなく、帳簿価額を退去までの見積り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

① 支払手形、② 買掛金、③ 短期借入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 社債、⑤ 長期借入金

時価は、市場価格がなく、元利金の合計額を当該社債又は長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,608千円
繰延資産の償却超過額	4,030千円
税務上の繰越欠損金	443,576千円
貸倒引当金	45,192千円
賞与引当金	7,919千円
株式給付引当金	28,107千円
役員株式給付引当金	8,968千円
未払役員退職慰労金	1,178千円
未払法定福利費	1,556千円
棚卸資産評価損	109,247千円
販売促進費否認	1,168千円
未払経営指導料・販社リファンド	56,606千円
概算計上経費	2,391千円
税務上追加計上した売上高	95,336千円
返品廃棄損失引当金	6,800千円
子会社清算にともなう住民税控除等の引継 その他	5,534千円 2,020千円
繰延税金資産小計	825,244千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△356,335千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△176,825千円
評価性引当額小計	△533,161千円
繰延税金資産合計	292,082千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△135,397千円
繰延税金負債合計	△135,397千円
繰延税金資産の純額	156,684千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社	株式会社白銀社	被所有 直接13.4% 間接16.1%	役員兼任	資金貸借	10	その他の流動負債	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社白銀社からの資金の借入については、当社代表取締役白銀浩二が代表権を有する関連当事者との取引であり、資金繰りに余裕を持たせるため、無担保無利息で借り入れた資金であります。

(2) 役員

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	白銀浩二	被所有 直接 2.6% 間接16.1%	代表取締役	資金貸借	280	その他の流動負債	-
		被所有 直接 2.6% 間接16.1%	代表取締役	債務保証	193	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社代表取締役白銀浩二からの資金貸借については、資金繰りに余裕を持たせるため、無担保無利息で借り入れた資金であります。

保証協会による保証分（株式会社横浜銀行80百万円、りそな銀行80百万円、さわやか信用金庫33百万円）に対し、代表取締役白銀浩二が債務保証しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 261円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円33銭 |

- (注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式、及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員向け株式交付信託が所有する当社株式（当事業年度末48,311株、期中平均株式数50,731株）、及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式（当事業年度末46,565株、期中平均株式数46,565株）及び、A種優先株式に係る資本金及び資本剰余金を控除し算定しています。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純損益からA種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

-
- (注) 本貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月11日

株式会社アイビー化粧品

取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 勝 伸 一 郎
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 川 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイビー化粧品の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

令和4年5月12日

株式会社アイビー化粧品

代表取締役社長 白 銀 浩 二 殿

株式会社アイビー化粧品 監査役会

常勤監査役 中 尾 幸 夫 (印)

常勤監査役 野 本 優 (印)

社外監査役 緒 方 孝 則 (印)

社外監査役 和 田 司 (印)

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実、及び迅速な意思決定の実現をはかるため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 有用かつ多様な人材の招へいを行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第38条第2項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第38条第2項の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策および配当政策の実施を機動的に行うために、剰余金の配当等を原則として取締役会において決定できるよう定款第49条を新設するものであります。なお、特に理由のある場合など、株主総会において剰余金の配当等を決議することも引き続き可能です。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第23条〔電子提供措置等〕第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第23条〔電子提供措置等〕第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第23条〔株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供〕の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する付則を設けるものであります。なお、本付則は期日経過後に削除するものいたします。
- (5) 今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、本定款変更は、特段の定めのない事項は、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。また、本議案が可決されその効力が発生した場合、現在就任している取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む）の全員の任期が満了し退任するものいたします。

(下線は変更部分を表します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条[目的]</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 化粧品の製造販売及び輸出入業務 2. 医薬部外品の製造販売及び輸出入業務 3. ビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品、石鹸、洗剤、歯磨、化粧用具、化粧用雑貨品、美容機器、日用雑貨品、文房具、事務用品、オフィス家具、什器備品、インテリア用品、コンピュータ周辺機器、食料品、清涼飲料水、衣料品、家庭用電化製品の販売及び輸出入業務 4. 自己啓発のためのトレーニング指導の企画及び運営 5. エステティック等のサービス事業 6. イベント、モーター・レーシング、モーター・レーシングチームの企画、運営及びこれらに関するコンサルティング業務 7. 不動産の売買、賃貸借、管理及びこれらの仲介並びにこれらに関するコンサルティング業務 8. 前各号に付帯関連する一切の業務 <p>第3条 (略)</p> <p>第4条[機関]</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> <p>第5条 (略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条[目的]</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 化粧品の製造販売及び輸出入業務 2. 医薬部外品の製造販売及び輸出入業務 3. ビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品、石鹸、洗剤、歯磨、化粧用具、化粧用雑貨品、美容機器、日用雑貨品、文房具、事務用品、オフィス家具、什器備品、インテリア用品、コンピュータ周辺機器、食料品、清涼飲料水、衣料品、家庭用電化製品の製造販売及び輸出入業務 4. 自己啓発のためのトレーニング指導の企画及び運営 5. エステティック等のサービス事業 6. イベント、モーター・レーシング、モーター・レーシングチームの企画、運営及びこれらに関するコンサルティング業務 7. 不動産の売買、賃貸借、管理及びこれらの仲介並びにこれらに関するコンサルティング業務 8. 前各号に付帯関連する一切の業務 <p>第3条 (略)</p> <p>第4条[機関]</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> (削 除) <p>第5条 (略)</p>

現行定款	変更案
<p>第2章 株 式 第6条～第11条（略） 第2章の2 A種優先株式 第12条～第19条（略） 第3章 株主総会 第20条～第22条（略） 第23条[株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供] <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> （新 設）</p> <p>第24条～第26条（略） 第4章 取締役及び取締役会 第27条[取締役の員数] 当社の取締役は<u>20名以内とする。</u> （新 設）</p> <p>第28条[取締役の選任] 1. 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p>	<p>第2章 株 式 第6条～第11条（略） 第2章の2 A種優先株式 第12条～第19条（略） 第3章 株主総会 第20条～第22条（略） （削 除）</p> <p>第23条 [電子提供措置等] 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第24条～第26条（略） 第4章 取締役及び取締役会 第27条[取締役の員数] 1. 当社の取締役は<u>12名以内とする。</u> 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第28条[取締役の選任] 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して株主総会においてこれを選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役の選任は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第29条[取締役の任期]</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。</p> <p>2. 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、<u>現任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第31条[取締役会の招集及び議長]</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第32条[代表取締役の選定]</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>2. 取締役の選任<u>決議</u>は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社の取締役の選任<u>決議</u>については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第29条[取締役の任期]</p> <p>1. 取締役の任期は、<u>監査等委員以外の取締役</u>については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、<u>監査等委員である取締役</u>については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役</u>の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第31条[取締役会の招集及び議長]</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第32条[代表取締役の選定]</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>第33条[役付取締役]</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を若干名置くことができる。</p> <p>3. (略)</p> <p>第34条～第35条(略)</p> <p>第36条[取締役会の議事録]</p> <p>取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第37条[取締役の報酬等]</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第38条[取締役の責任免除]</p> <p>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第33条[役付取締役]</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から取締役社長1名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を若干名置くことができる。</p> <p>3. (略)</p> <p>第34条～第35条(略)</p> <p>第36条[取締役会の議事録]</p> <p>取締役会の議事の経過の要領及びその結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>第37条[取締役の報酬等]</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第38条[取締役の責任免除]</p> <p>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>同法第423条第1項の</u>取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第39条 (略)</p>	<p>第39条 (略)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第40条[監査役の員数]</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	
<p>第41条[監査役の選任]</p>	<p>(削 除)</p>
<p>1. <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u></p>	
<p>2. <u>監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>第42条[監査役の任期]</p>	<p>(削 除)</p>
<p>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。</u></p>	
<p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時迄とする。</u></p>	
<p>第43条[常勤監査役]</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	
<p>第44条[監査役会の招集]</p>	<p>(削 除)</p>
<p>1. <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p>	
<p>2. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>3. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	

現行定款	変更案
第45条[監査役会の決議]	(削 除)
<p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
第46条[監査役会の議事録]	(削 除)
<p><u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</u></p>	
第47条[監査役会規程]	(削 除)
<p><u>監査役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段定めがある場合のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	
第48条[監査役の報酬等]	(削 除)
<p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
第49条[監査役の責任免除]	(削 除)
<p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	
<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	第40条[監査等委員会の招集通知]
	<p><u>1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>第41条[常勤監査等委員] <u>監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤監査等委員を定めることができる。</u></p>
(新 設)	<p>第42条[監査等委員会の決議] <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p>第43条[監査等委員会の議事録] <u>監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印、又は電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p>第44条[監査等委員会規程] <u>監査等委員会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段定めがある場合のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 第50条～第51条 (略) 第52条[会計監査人の責任免除] 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の<u>損害賠償責任</u>を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第6章 会計監査人 第45条～第46条 (略) 第47条[会計監査人の責任免除] 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>同法第423条第1項の</u>会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、<u>同法第423条第1項の賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第7章 計 算 第53条 (略)</p>	<p>第7章 計 算 第48条 (略)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第54条～第56条 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第49条[<u>剰余金の配当等の決定機関</u>]</p> <p>当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第50条～第52条 (略)</p> <p>第8章 付 則</p> <p>第1条[<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>]</p> <p>当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第47期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第2条[<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供及び電子提供措置等に関する経過措置</u>]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>第47期定時株主総会において決議された定款一部変更のうち、定款第23条「株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供」の削除及び変更後の第23条「電子提供措置等」は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を開催日とする株主総会又は種類株主総会については、第47期定時株主総会によって削除される前の定款第23条はなお効力を有するものとする。</u> 3. <u>本条は施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会又は種類株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を前提として、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役6名全員は監査等委員会設置会社への移行にかかる定款の効力発生のおきをもって、任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく監査等委員会設置会社への移行にかかる定款一部変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	しろがね えみこ 白銀 恵美子 (昭和14年2月20日生)	昭和55年11月 当社取締役 平成3年2月 当社代表取締役社長 平成4年7月 当社代表取締役会長 平成8年2月 当社取締役会長（現任） (取締役候補者とした理由) 当社の創業原点と理念を共有し、創業からの経験と現状視点を持ち、経営の忠実な執行と助言により当社の成長に貢献してきたことから、引き続き取締役候補者いたしました。	130, 120株
2	しろがね こうじ 白銀 浩二 (昭和41年4月30日生)	昭和61年11月 当社取締役 平成4年7月 当社常務取締役 平成8年2月 当社専務取締役 平成9年4月 当社代表取締役副社長 平成13年1月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社白銀社 代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 当社の経営理念と創業者の志を直接継承し、理念と戦略と行動を一致させる経営指揮を執る経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	130, 260株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	たじま まさかず 田島正和 (昭和41年12月30日生)	<p>平成元年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 経営企画室長 平成18年3月 当社取締役退任 平成22年9月 当社入社 経営企画室長 平成23年6月 株式会社アイプラティナ取締役 平成24年6月 当社取締役 経営企画室長 平成26年3月 株式会社アイプラティナ代表取締役社長 平成27年6月 当社常務取締役 商品企画部長 (現 製品企画部長) 兼 経営企画室長 平成29年5月 当社専務取締役 経営企画室長 平成30年3月 株式会社アイプラティナ代表清算人 平成30年10月 当社常務取締役 経営企画室長 令和2年9月 当社常務取締役 経営企画室長 兼 製品企画部長 令和4年4月 当社常務取締役 経理部担当役員 兼 製品企画部長 令和4年5月 当社常務取締役 経理部・製品企画部担当(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 化粧品業界の多岐にわたる職種経験から企画、部門間調整、経営リスク管理をしていくバランス感覚を有し、経営トップサポートマネジメントで貢献してきたことから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	1,200株
4	なかやま せいじん 中山聖仁 (昭和40年12月15日生)	<p>平成10年4月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 平成14年3月 同社退社 平成14年4月 当社入社 平成28年6月 当社取締役 経理部長 兼 経営管理部長 平成29年5月 当社常務取締役 経理部長 兼 経営管理部長 平成30年10月 当社取締役 経理部長 兼 経営管理部長 令和4年4月 当社取締役 経営管理部長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) IR広報、株式市場動向、株式実務、経営分析に必要な経験と知識を有し、販売会社の経営コンサルティングと企業価値向上に貢献してきたことから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	6,200株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	えがわ かずのり 江川 和憲 (昭和41年5月7日生)	<p>平成元年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役退任 当社執行役員 営業美容教育本部 副本部長 令和元年6月 当社取締役 営業本部長 令和4年4月 当社取締役 経営企画室長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 営業現場と販売組織の統括マネジメントから培った経験、及び地域特色に対する高い認識、現場支援に必要な戦略企画力と実行力を有し、営業領域で貢献してきたことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	660株
6	しろがね かずこ 白銀 佳寿子 (昭和39年1月26日生)	<p>平成18年10月 株式会社アイプラティナ 代表取締役社長 平成26年3月 同社 代表取締役社長 退任 令和3年6月 当社取締役就任 (現任) (重要な兼務の状況) 株式会社白銀社 取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社の子会社であった株式会社アイプラティナの代表取締役として、会社経営や化粧品事業に従事した経験を有し、女性視点から製品や美容領域の経営課題の発見を行っていることから引き続き取締役候補者といたしました。</p>	500株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白銀佳寿子氏は、当社代表取締役社長 白銀浩二氏の配偶者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意による背任行為、犯罪行為、詐欺行為、法令違反と裁判所から認定された損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時において、保険会社を変更して同内容で締結を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を前提として、当社は監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく監査等委員会設置会社への移行にかかる定款一部変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものいたします。本議案の提出は監査役会の承認を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	のもと まさる 野本 優 (昭和31年8月5日生)	昭和57年9月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成16年4月 当社顧問 平成18年4月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役 社長室Manager 平成19年6月 当社常務取締役 企画管理本部長 平成25年5月 当社取締役 マーケティング部担当役員 兼 部長 平成27年6月 当社常務取締役 マーケティング部 担当役員 兼 部長 平成29年5月 当社専務取締役 営業本部長 平成30年10月 当社常務取締役 社長室担当 平成31年3月 当社常務取締役辞任 令和元年6月 当社監査役就任(現任) (監査等委員である取締役候補者とした理由) 長年の職務をとおして、営業、マーケティング、企画、管理等、幅広い領域を経営視点で業務執行にあたってきた豊富な経験により、全体を俯瞰する能力を有しており、監査等委員である取締役の職務に活かしていただきたいと考えております。	6,145株
2	なかやま けいし 中山 圭史 (昭和17年7月23日生) 【社外取締役候補者】	平成元年9月 サミー工業株式会社 (現サミー株式会社) 入社 総務部長 平成5年6月 同社 取締役社長室長 平成17年6月 セガサミーホールディングス株式会社 取締役副社長 平成19年6月 同社 代表取締役副社長 平成20年5月 サミー株式会社 代表取締役社長 (COO) 平成24年4月 同社 代表取締役副会長 (CEO) 平成25年6月 セガサミーホールディングス株式会社 取締役相談役 平成26年1月 同社 退任 平成26年1月 株式会社ケイハイブ 代表取締役社長 (現任) 平成27年6月 当社 社外取締役 (現任)	3,100株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	なかやま けいし 中山 圭史 (昭和17年7月23日生) 【社外取締役候補者】	平成28年2月 ハイライツ・エンタテインメント株式会社 代表取締役会長CEO 平成30年4月 同社 退任 (重要な兼職の状況) 株式会社ケイハイブ 代表取締役社長 (監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 経営に長年にわたって携わってこられ、経営全般における高度な知見と幅広い見識を有しております。当社の事業とは異なる視点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。	3,100株
3	おがた たかのり 緒方 孝則 (昭和26年8月20日生) 【社外取締役候補者】	昭和57年4月 弁護士登録 昭和62年4月 緒方綜合法律事務所 開設 (平成15年3月 リバティ法律事務所に改称) 同法律事務所 所長(現任) 平成15年4月 株式会社整理回収機構 常務執行役員 平成19年6月 株式会社整理回収機構退社 平成19年10月 当社社外監査役(現任) 平成30年6月 日本フェルト株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日本フェルト株式会社 社外取締役 (監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的な立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。	8,400株
4	わだ つかさ 和田 司 (昭和39年12月20日生) 【社外取締役候補者】	平成7年11月 清友監査法人入所 平成10年5月 公認会計士登録(第14591号) 平成16年11月 清友監査法人社員就任 平成24年6月 同 代表社員就任(現任) 平成27年6月 当社社外監査役(現任) (監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士としての経験と専門知識を有し、企業会計にも精通しております。会計の専門家としての客観的な立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。	3,100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中山圭史氏、緒方孝則氏及び和田司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中山圭史氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、7年となります。
4. 緒方孝則氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、12年8か月となります。
5. 和田司氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、5年となります。
6. 中山圭史氏、緒方孝則氏及び和田司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意による背任行為、犯罪行為、詐欺行為、法令違反と裁判所から認定された損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時において、保険会社を変更して同内容で締結を予定しております。
8. 社外取締役候補者に関して、会社法施行規則第74条第4項に定める事項で、その他記載する事項はありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を前提として、当社は監査等委員会設置会社へ移行します。当社の取締役の報酬額は、平成29年6月29日開催の第42期定時株主総会において、月額8,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止し、新たに月額6,000万円以内とさせていただきます。この額には従来通り、使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとします。この月額報酬は監査等委員会設置前の当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、今後の動向等を総合的に勘案して相当であるものと判断しております。現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名となります。また、本議案が承認可決された場合、事業報告17ページから19ページに記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針等を本議案に基づき改訂することを予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を前提として、当社は監査等委員会設置会社へ移行します。招集通知17ページから19ページに記載の通り、平成29年6月29日開催の第42期定時株主総会（以下、「前株主総会」という。）決議に基づき、取締役の月額報酬とは別に、取締役に対する業績連動型株式報酬制度を設定しておりますが、第1号議案の承認可決を前提として、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の月額報酬とは別に取締役の報酬として設定させていただきたく存じます。本制度は、取締役の役位及び業績に応じて、1年あたり15,000ポイントを総数の上限としたポイントを付与し、取締役の退任時に、付与されたポイント数に原則として1.0を乗じた数の当社株式を信託を通じて交付するものです。内容については招集通知17ページから19ページもご参照ください。その他の詳細については取締役会に一任させていただきたく存じます。この業績連動型株式報酬制度は、前株主総会の決議に基づいて設定した信託の内容を踏襲するものであり、監査等委員会設置前の当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、今後の動向等を総合的に勘案して相当であるものと判断しております。なお本議案が本総会に提出・承認可決されることを条件に、信託期間を1事業年度毎に更新判断可能なように取締役会で変更決議をしております。また、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、本制度対象の取締役の員数は6名となります。

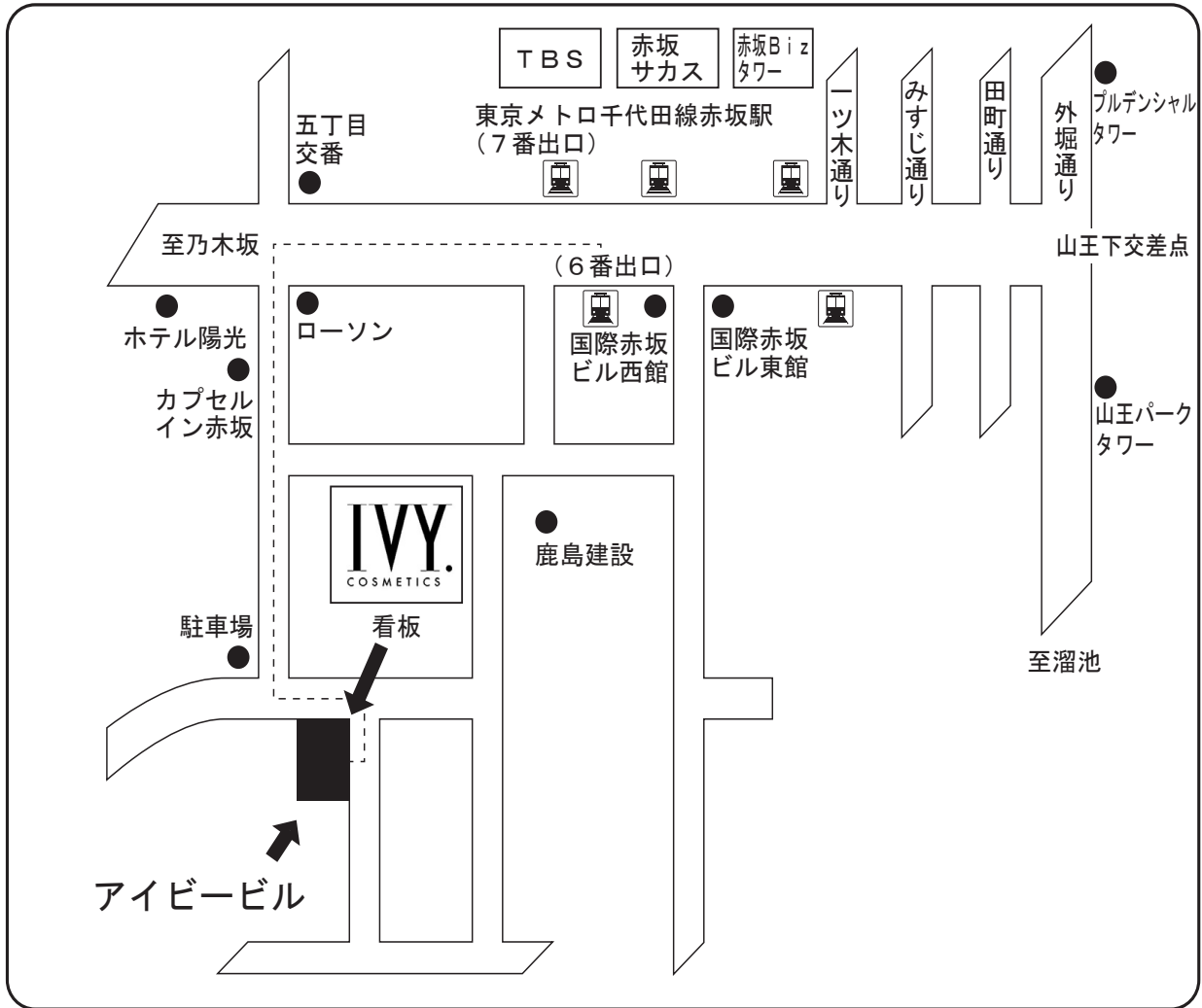
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を前提として、当社は監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職責及び経済情勢を考慮し月額500万円以内とさせていただきたく存じます。なお、当該金額は監査等委員会設置前の当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、新たに選任される監査等委員である取締役の員数、今後の動向等を総合的に勘案して相当であるものと判断しております。また第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

以上

株主総会会場案内図

株式会社 アイビー化粧品 1階会議室
東京都港区赤坂六丁目18番3号
電話 (03)3568-5151(代)



○東京メトロ千代田線赤坂駅より徒歩7分～10分

(なお、当日はお車でのご来場はご遠慮ください。)